

令和 8 年 1 月

閉会中建設委員会資料

(環 境 部)

家庭ごみ処理手数料引下げの具体案について

1 概要

令和6年度の一人1日当たりの家庭系ごみ排出量（476グラム）が減量目標（令和7年度まで480グラム）を下回るなど、ごみ減量が一定の成果をあげてきていることや、物価高騰による社会経済情勢の変化などを踏まえ、市民負担の軽減を図るため、家庭ごみ処理手数料の引下げを実施しようとするもの。

2 内容

（1）手数料の具体案

有料化を実施している東北県庁所在市と比較し、本市のごみ袋価格が最高額であることを踏まえ、ごみ減量への影響を総合的に考慮した上で、今後も経済的動機付けを維持し、ごみ減量を進めるため、1リットル=0.4円程度で検討を進めている。（現行：1リットル=1円）

具体案と有料化実施東北地方県庁所在市の販売価格状況

具体案	現行(令和7年度)		
	秋田市	山形市	仙台市
60リットル		600円	
45リットル	362円(180円)		400円 632円(450円)
35リットル		350円	
30リットル	268円(120円)		270円 448円(300円)
20リットル	200円(80円)	200円	180円 320円(200円)
10リットル	140円(40円)	100円	90円 200円(100円)

※1 販売価格は10枚入りの金額。秋田市は平均販売価格

※2 秋田市の()は販売価格に含まれる手数料

（2）ごみ減量の数値目標

引き続き循環型社会の実現に向け、食品ロスの発生抑制や雑がみの再資源化の推進などに重点的に取り組むこととし、現在策定作業中である一般廃棄物処理基本計画の数値目標は、手数料を引き下げる場合であってもさらなる減量を目指した設定とする。

現 行：一人1日当たり家庭系ごみ排出量（令和7年度まで）	480グラム
策定案：	〃 (令和16年度まで) 420グラム

(3) 円滑な移行

- ア 手数料引下げに当たっては、秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例の一部改正が必要であり、既存のごみ袋の流通や市民が購入する際に混乱が生じないよう、条例公布から施行まで3か月程度の移行期間の設定を検討する。
- イ 公布日以降、市民に対する手数料引下げの周知を行う。
- ウ 施行日以降、市民が小売店で会計処理する際、家庭ごみ処理手数料が引下げ後の額となるよう小売事業者を対象とした説明会等を開催した上で手数料収納事務委託業務の変更を行う。
- エ 円滑な移行のため、手数料の変更に伴う事業者等の掛かり増しとなる経費について、令和8年度当初予算に計上する予定。

(4) 家庭ごみ処理手数料相当額の使途

- ア 家庭ごみ処理手数料相当額は、手数料引下げにより縮小するものの、施設整備の財源を確保するため、一般廃棄物処理施設整備基金への積立て割合は変更せず、相当額を活用して実施する施策については家庭ごみ減量に資する事業への重点化を図る。
- イ 一般廃棄物処理施設整備基金については、新ごみ処理施設整備事業の最終年度まで残高を維持し、計画的に充当することで整備事業が本格化する各年度の一般財源への影響の低減を図る。
- ウ 相当額を充当しない場合であっても、真に必要な事業については、別途財源を確保した上で実施する。

家庭ごみ処理手数料相当額の使途

(単位：千円)

	令和8年度 (見込)	令和7年度 予算
家庭ごみ処理手数料相当額……………A + B	約233,000	466,278
一般廃棄物処理施設整備基金積立金…A	約116,500	233,139
活用施策充当額……………B =①+②	約116,500	233,139
家庭ごみ減量等対策事業……………①	約108,500	111,054
その他の環境対策事業……………②	約8,000	122,085

※ 令和8年7月施行とする場合の見込額

3 スケジュール（案）

- 令和8年1月 建設委員会（閉会中審査）において具体案を説明
- 2月 定例会において改正条例案および関連事業を含む当初予算案を提案
- 3月 改正条例案および予算案の審議
- 4月 市民への周知、事業者への説明会の開催、移行業務の開始
- 7月 手数料引下げの実施（改正条例施行）